

保 険 料 試 算 に つ い て
-------------------

- |   |
|---|
| (1) 制度創設時の財政試算..... P 1                               |
| (2) 介護給付費の推計（現行制度のまま推移した場合）の基本的な考<br>え方..... P 4      |
| (3) 被保険者・受給者の範囲を拡大した場合の追加的給付費の推計の<br>基本的な考え方..... P 6 |

## (1) 制度創設時の財政試算

○介護保険制度案大綱（※）に基づく財政試算

※平成8年6月6日 老人保健福祉審議会会長あて厚生大臣諮問

### ■介護保険の財政試算

#### 前提

- (1) 介護保険制度案大綱に基づく財政試算であり、平成11年4月から在宅サービスを先行実施し、平成13年度から施設サービスを実施するものとした。
- (2) 介護費用は第1号及び第2号被保険者に係るものであって、利用者負担及び施設入所時の食費の標準負担額を含む総費用である。
- (3) 在宅サービスに関する介護費用については、要介護度毎に設定された将来のサービス水準に基づき試算を行った。
- (4) 施設サービスに関する介護費用については、
  - ① 平成12年度までは新ゴールドプランに基づく施設整備が進められ、平成11年度末には在宅における施設入所待機者が解消されること
  - ② 平成22年度においては、要介護者の在宅と施設入所の割合を6：4とし、施設入所者に見合う施設整備が進められること
  - ③ 平成17年度までには、特別養護老人ホーム（生活介護施設）の職員配置基準を4：1から3：1に改善することを仮定して、試算を行った。
- (5) 要介護者に対するサービス整備率については、サービスの整備状況を踏まえ、施設については100%、在宅については平成17年度に60%、平成22年度に80%になるものと仮定しており、

ケースBでは在宅サービス整備率が平成12年度40%から平成17年度60%になり、  
ケースAでは在宅サービス整備率が平成12年度50%から平成17年度60%になるものと仮定している。
- (6) 将来の介護費用は、平成7年度予算をベースとして設定された各サービスの単価や被保険者数についての伸び等を見込んで試算を行っており、保険給付の対象となるサービスの単価の水準は、平成7年度価格（単価の伸び率が年率0%）のケースと、単価の伸び率が年率3%のケースを設定した。

なお、

  - ① リハビリテーションの推進による要介護者等の減少による費用効果
  - ② 在宅サービスの充実等により要介護者が重度に至らず中度にとどまるなど要介護者等の要介護度が軽度化することによる費用効果は織り込んでいない。

単価の伸び率3%の場合(ケースB)

(単位:億円)

	平成11年度 (在宅のみ)	平成12年度 (在宅のみ)	平成13年度 (在宅+施設)	平成14年度 (在宅+施設)	平成15年度 (在宅+施設)	平成16年度 (在宅+施設)	平成17年度 (在宅+施設)	平成18年度 (在宅+施設)	平成19年度 (在宅+施設)	平成20年度 (在宅+施設)	平成21年度 (在宅+施設)	平成22年度 (在宅+施設)
収入												
第1号被保険者保険料 (3年間一定とした場合)	3,500	3,600	3,700	9,100	9,300	9,500	12,500	12,800	13,200	16,500	16,900	17,100
第1号被保険者保険料 (単年度賦課とした場合)	1,600	2,000	7,400	8,500	9,300	10,100	11,600	12,800	14,100	15,400	16,800	18,400
第2号被保険者負担	3,100	4,000	14,900	15,700	17,200	18,700	19,800	21,400	23,200	25,000	26,900	28,900
被用者保険	2,100	2,600	10,000	10,600	11,600	12,700	13,500	14,700	16,000	17,300	18,600	20,000
うち保険料負担	1,900	2,400	9,200	9,800	10,700	11,700	12,400	13,500	14,700	15,900	17,100	18,400
国民健康保険	1,100	1,300	4,800	5,100	5,500	6,000	6,200	6,700	7,200	7,800	8,300	8,800
うち保険料負担	500	700	2,400	2,600	2,800	3,000	3,100	3,400	3,600	3,900	4,200	4,500
公費負担	4,700	5,900	22,200	24,300	26,500	28,800	31,400	34,300	37,300	40,400	43,800	47,200
国庫負担	2,400	3,000	11,100	12,100	13,200	14,400	15,700	17,100	18,600	20,200	21,900	23,600
地方負担	2,400	3,000	11,100	12,100	13,200	14,400	15,700	17,100	18,600	20,200	21,900	23,600
都道府県負担	1,200	1,500	5,600	6,100	6,600	7,200	7,800	8,600	9,300	10,100	10,900	11,800
市町村負担	1,200	1,500	5,600	6,100	6,600	7,200	7,800	8,600	9,300	10,100	10,900	11,800
計 (3年間一定とした場合)	11,400	13,600	40,800	49,100	53,000	57,100	63,700	68,600	73,700	82,000	87,700	93,300
" (単年度賦課とした場合)	9,400	11,800	44,400	48,500	52,900	57,700	62,800	68,500	74,600	80,900	87,500	94,500
支出												
(総費用)	(10,500)	(13,100)	(50,300)	(55,100)	(60,200)	(65,700)	(71,600)	(78,100)	(85,000)	(92,200)	(99,700)	(107,600)
(利用者負担)	(1,000)	(1,300)	(5,900)	(6,500)	(7,300)	(8,000)	(8,800)	(9,600)	(10,400)	(11,300)	(12,200)	(13,100)
給付費	9,400	11,800	44,400	48,500	52,900	57,700	62,800	68,500	74,600	80,900	87,500	94,500
収支 (3年間一定とした場合)	2,000	1,700	-3,600	600	100	-600	900	0	-900	1,200	100	-1,200
" (単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金(年度末) (3年間一定とした場合)	2,000	3,700	100	700	800	200	1,000	1,100	200	1,400	1,500	300
" (単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者1人当たり保険料(月額:円)												
3年間一定とした場合の保険料(月額:円)	1,400	1,400	1,400	3,300	3,300	3,300	4,300	4,300	4,300	5,200	5,200	5,200
単年度賦課とした場合の保険料(月額:円)	600	800	2,900	3,100	3,400	3,700	3,900	4,300	4,600	4,900	5,300	5,600

- (注) 1 給付費は、高齢者分及び若年要介護者分である。  
 2 収入計には運用収入額が含まれており、運用収入の利率は、4.5%としている。  
 3 第1号被保険者1人当たり平均保険料は、所得の多寡によって計算したものではなく、単純に第1号被保険者数で除した額である。  
 4 連合会が行う財政支援事業のための保険料は含まれていない。  
 5 介護施設サービスについては、平成13年度から実施するものとしている。

単価の伸び率3%の場合(ケースA)

(単位:億円)

	平成11年度 (在宅 のみ)	平成12年度 (在宅 のみ)	平成13年度 (在宅 + 施設)	平成14年度 (在宅 + 施設)	平成15年度 (在宅 + 施設)	平成16年度 (在宅 + 施設)	平成17年度 (在宅 + 施設)	平成18年度 (在宅 + 施設)	平成19年度 (在宅 + 施設)	平成20年度 (在宅 + 施設)	平成21年度 (在宅 + 施設)	平成22年度 (在宅 + 施設)
収入												
第1号被保険者保険料 (3年間一定とした場合)	3,900	4,000	4,200	9,400	9,600	9,800	12,500	12,800	13,200	16,500	16,900	17,100
第1号被保険者保険料 (単年度賦課とした場合)	1,900	2,400	7,800	8,900	9,600	10,300	11,600	12,800	14,100	15,400	16,800	18,400
第2号被保険者負担	3,900	4,900	15,700	16,400	17,600	18,900	19,800	21,400	23,200	25,000	26,900	28,900
被用者保険	2,600	3,300	10,600	11,100	12,000	12,900	13,500	14,700	16,000	17,300	18,600	20,000
うち保険料負担	2,400	3,000	9,700	10,200	11,000	11,800	12,400	13,500	14,700	15,900	17,100	18,400
国民健康保険	1,300	1,600	5,100	5,300	5,700	6,100	6,200	6,700	7,200	7,800	8,300	8,800
うち保険料負担	700	800	2,600	2,700	2,900	3,100	3,100	3,400	3,600	3,900	4,200	4,500
公費負担	5,800	7,300	23,500	25,300	27,200	29,200	31,400	34,300	37,300	40,400	43,800	47,200
国庫負担	2,900	3,700	11,700	12,600	13,600	14,600	15,700	17,100	18,600	20,200	21,900	23,600
地方負担	2,900	3,700	11,700	12,600	13,600	14,600	15,700	17,100	18,600	20,200	21,900	23,600
都道府県負担	1,500	1,800	5,900	6,300	6,800	7,300	7,800	8,600	9,300	10,100	10,900	11,800
市町村負担	1,500	1,800	5,900	6,300	6,800	7,300	7,800	8,600	9,300	10,100	10,900	11,800
計(3年間一定とした場合)	13,700	16,400	43,400	51,000	54,400	58,000	63,700	68,600	73,700	82,000	87,700	93,300
"(単年度賦課とした場合)	11,600	14,700	47,000	50,600	54,400	58,500	62,800	68,500	74,600	80,900	87,500	94,500
支出												
(総費用)	(12,900)	(16,300)	(53,100)	(57,300)	(61,800)	(66,600)	(71,600)	(78,100)	(85,000)	(92,200)	(99,700)	(107,600)
(利用者負担)	(1,300)	(1,600)	(6,200)	(6,800)	(7,400)	(8,100)	(8,800)	(9,600)	(10,400)	(11,300)	(12,200)	(13,100)
給付費	11,600	14,700	47,000	50,600	54,400	58,500	62,800	68,500	74,600	80,900	87,500	94,500
収支(3年間一定とした場合)	2,000	1,700	-3,600	500	0	-500	900	0	-900	1,200	100	-1,200
"(単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金(年度末)(3年間一定とした場合)	2,000	3,700	100	600	700	200	1,000	1,100	200	1,400	1,500	300
"(単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者1人当たり保険料(月額:円)												
3年間一定とした場合の保険料(月額:円)	1,600	1,600	1,600	3,400	3,400	3,400	4,300	4,300	4,300	5,200	5,200	5,200
単年度賦課とした場合の保険料(月額:円)	800	1,000	3,100	3,200	3,500	3,700	3,900	4,300	4,600	4,900	5,300	5,600

- (注) 1 給付費は、高齢者分及び若年要介護者分である。  
 2 収入計には運用収入額が含まれており、運用収入の利率は、4.5%としている。  
 3 第1号被保険者1人当たり平均保険料は、所得の多寡によって計算したものではなく、単純に第1号被保険者数で除した額である。  
 4 連合会が行う財政支援事業のための保険料は含まれていない。  
 5 介護施設サービスについては、平成13年度から実施するものとしている。

## (2) 介護給付費の推計(現行制度のまま推移した場合)の基本的な考え方

### (基本的な考え方)

介護給付費

=

利用者数

×

単 価

※ 施設・在宅(要介護度)といった区分ごとに上記の計算式を基本とした計算を行って合算。  
利用者数及び単価の基本的な考え方については下記を参照。

### (利用者数)

- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成14年1月推計)等に基づいて計算した被保険者数に一定の割合を乗じて、要介護度別の認定者等の数を計算(現在65歳以上の第1号被保険者6~7人に1人程度の割合であるものが、第5期には概ね5人に1人程度の割合になるものと計算)。
- 施設の利用者については、65歳以上の第1号被保険者に対する施設入所者の割合を3%台半ば程度(現行の計画等に基づき設定)と仮定。
- 在宅の利用者については、要介護認定者等から施設利用者を除いたものの約7割の者が在宅サービスを利用するものと仮定。

### (単価)

- 施設については、現在の施設における単価が、平成18年度以降は賃金の伸びと同率で伸びるものと仮定。
- 在宅については、要介護度別の限度額に、限度額に対する利用者1人当たり利用額の割合を乗じたものが、要介護度別利用者1人当たり単価の基礎。  
平成18年度以降は、賃金の伸びと同率で伸び、限度額に対する利用者1人当たり利用額の割合も若干上昇する(現在4割強であるものが平成26年度では5割強となる)ものと仮定。
- 賃金の伸び率については、社会保障の給付と負担の見通し(平成16年5月推計)で用いた、「改革と展望-2003年度改定」の参考試算に準拠した仮定を使用。

## (参考) 基礎的計数

※ 全要介護度の合計（認定者等数、利用者数）又は平均（単価）の値。

### ○ 第1号被保険者及び要介護認定者等数 (単位：万人)

	平成16年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
第1号被保険者数	2,500	2,800	2,900	3,200
要介護認定者等数	410	520	580	640

### ○ 利用者数 (単位：万人)

	平成16年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
施設	80	100	100	110
在宅	250	310	350	390

### ○ 単価（利用者1人当たり給付費の月額） (単位：万円)

	平成16年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
施設	30	32	34	36
在宅	9	11	12	14

### ○ 社会保障の給付と負担の見通し（平成16年5月推計）の経済前提

(%)

	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21～22 (2009～2010)	平成23以降 (2011～)
物価上昇率	-0.2%	0.5%	1.2%	1.5%	1.9%	1.0%	
	(0.0%)				(1.5%)		
賃金上昇率	0.6%	1.3%	2.0%	2.3%	2.7%	2.1%	
	(1.0%)				(2.5%)		
運用利回り	0.9%	1.6%	2.3%	2.6%	3.0%	3.2%	
	(2.5%)				(4.0%)		
名目国民所得の伸び率	-	1.4%	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%
	(1.0%)				(2.5%)		(2.0%)

(注) ( )内の数値は、平成14年5月推計の前提。

<設定の考え方>

○ 2008年までは「改革と展望－2003年度改定」の参考試算に準拠。

○ 2009年度以降

・ 物価上昇率は、消費者物価上昇率の過去20年（昭和58～平成14（1983～2002）年）平均が1.0%であること及び「改革と展望－2003年度改定」の参考試算において平成16～20（2004～2008）年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定。

・ 賃金上昇率、運用利回りは、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。（構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み（年次経済財政報告（内閣府））に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。）

○ 名目国民所得の伸び率は、賃金上昇率に労働力人口の変化率を加えたものとして設定。（労働力人口の変化率：平成16～20（2004～2008）年は+0.1%、平成21～22（2009～2010）年は▲0.2%、平成23（2011）年以降は▲0.5%）

(3) 被保険者・受給者の範囲の拡大に伴う追加的給付額の推計について  
(追加説明)

(在宅サービスの利用者数について)

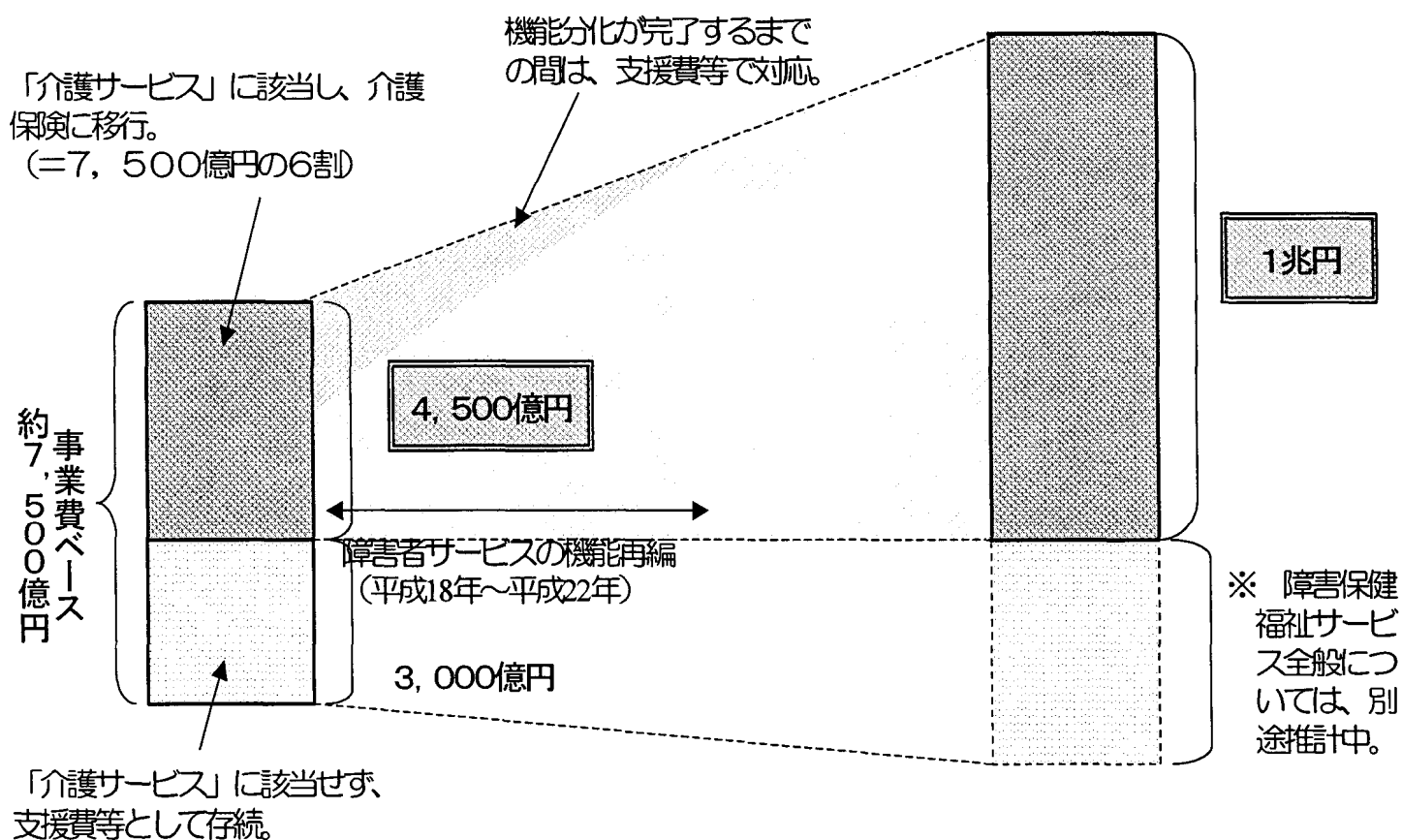
- 「介護サービス」の利用者数約22万人が、新規利用者の増加により、平成26年度に約36万人になると見込んでいる。この36万には、国民生活基礎調査の「手助けや見守りを要する者」の数を基に推計したものであり、潜在的な利用者を含めて見込んだものである。

(「介護サービス」に該当しないものの推計について)

- 今回の推計は、介護保険制度の受給者の範囲を拡大した場合の介護保険に係る給付額を推計したものであり、障害保健福祉サービス全般の推計は行っていない。(「介護サービス」に該当せず、支援費等として存続するものの推計は、障害保健福祉部において作成中。)

【平成16年度障害者予算】

【平成26年度】



## 介護給付費の主体別負担状況の試算について

### 第3期 (平成18~20年度平均)

○ 現行制度のまま推移した場合 <給付費7.2兆円、1号保険料 4,300円>

1号	2号(本人分)	事業主	国庫	地方
1.4兆円	1.1兆円	0.6兆円	2.3兆円	1.8兆円

○ 介護予防が相当進んだケース <給付費 6.5兆円、1号保険料 3,900円>

1号	2号(本人分)	事業主	国庫	地方
1.2兆円	1.0兆円	0.6兆円	2.1兆円	1.6兆円

◆ 試算の前提

- ・ 介護予防対策が相当進んだケースから、被保険者・受給者の範囲を拡大
- ・ 給付費は7.0兆円〔追加的給付額は0.45兆円(在宅サービス+施設サービス)〕資料4-2参照

A-1 拡大する被保険者の負担が同額の場合 (1:1:1)

保険料 負担年齢	1号保険料 (円)	各主体別の負担額 (兆円)				
		1号	2号 (本人分)	事業主	国庫	地方
20歳	2,800	0.9	1.2	0.8	2.3	1.7
25歳	3,000	1.0	1.2	0.8	2.3	1.7
30歳	3,300	1.1	1.1	0.7	2.3	1.7
35歳	3,700	1.2	1.1	0.7	2.3	1.7

A-2 前記A-1と介護予防が相当進んだケースとの増減額

	各主体別増減額 (兆円)				
	1号	2号 (本人分)	事業主	国庫	地方
20歳	▲0.3	0.3	0.2	▲0.0	▲0.1
25歳	▲0.3	0.2	0.2	▲0.0	▲0.1
30歳	▲0.2	0.2	0.2	▲0.0	▲0.1
35歳	▲0.1	0.1	0.1	▲0.1	▲0.1

※ 国庫、地方分には、「介護サービス」に該当し、介護保険に移行する障害者施策の減少効果(▲0.45兆円〔資料4-2参照〕)を含めている。



B-1 拡大する被保険者の負担が1/2の場合（1：1：1/2）

保 険 料 負担年齢	1号保険料 (円)	各主体別の負担額（兆円）				
		1 号	2号・3号 (本人分)	事業主	国 庫	地 方
20歳	3,400	1.1	1.1	0.7	2.3	1.7
25歳	3,500	1.1	1.1	0.7	2.3	1.7
30歳	3,700	1.2	1.1	0.7	2.3	1.7
35歳	3,900	1.3	1.0	0.6	2.3	1.7

B-2 前記B-1と介護予防が相当進んだケースとの増減額

	各主体別の増減額（兆円）				
	1 号	2号・3号 (本人分)	事業主	国 庫	地 方
20歳	▲0.2	0.2	0.1	▲0.0	▲0.1
25歳	▲0.1	0.1	0.1	▲0.1	▲0.1
30歳	▲0.1	0.1	0.1	▲0.1	▲0.1
35歳	0.0	0.1	0.1	▲0.1	▲0.1

※ 国庫、地方分には、「介護サービス」に該当し、介護保険に移行する障害者施策の減少効果（▲0.45兆円〔資料4-2参照〕）を含めている。

（注）端数処理のため差引額等が一致しないことがある。

第5期（平成24～26年度平均）

○ 現行制度のまま推移した場合 <給付費10.6兆円、1号保険料 6,000円>

1号	2号(本人分)	事業主	国庫	地方
2.2兆円	1.5兆円	0.9兆円	3.4兆円	2.6兆円

○ 介護予防が相当進んだケース <給付費 8.7兆円、1号保険料 4,900円>

1号	2号(本人分)	事業主	国庫	地方
1.8兆円	1.2兆円	0.7兆円	2.8兆円	2.2兆円

◆ 試算の前提

- ・介護予防対策が相当進んだケースから、被保険者・受給者の範囲を拡大
- ・給付費は9.7兆円〔追加的給付額は1兆円（在宅サービス+施設サービス）〕資料4-2参照

C-1 拡大する被保険者の負担が同額の場合（1：1：1）

保険料 負担年齢	1号保険料 (円)	各主体別の負担額（兆円）				
		1号	2号 (本人分)	事業主	国庫	地方
20歳	3,900	1.5	1.6	1.0	3.2	2.4
25歳	4,200	1.5	1.6	1.0	3.2	2.4
30歳	4,500	1.7	1.5	1.0	3.2	2.4
35歳	4,900	1.8	1.4	0.9	3.1	2.4

C-2 前記C-1と介護予防が相当進んだケースとの増減額

	各主体別の増減額（兆円）				
	1号	2号 (本人分)	事業主	国庫	地方
20歳	▲0.4	0.4	0.3	▲0.1	▲0.2
25歳	▲0.3	0.4	0.3	▲0.1	▲0.2
30歳	▲0.2	0.3	0.2	▲0.1	▲0.2
35歳	▲0.0	0.2	0.2	▲0.1	▲0.2

※ 国庫、地方分には、「介護サービス」に該当し、介護保険に移行する障害者施策の減少効果（▲1兆円〔資料4-2参照〕）を含めている。

D-1 拡大する被保険者の負担が1/2の場合 (1:1:1/2)

保険料 負担年齢	1号保険料 (円)	各主体別の負担額 (兆円)				
		1号	2号・3号 (本人分)	事業主	国庫	地方
20歳	4,600	1.7	1.5	0.9	3.2	2.4
25歳	4,700	1.8	1.5	0.9	3.2	2.4
30歳	4,900	1.8	1.4	0.9	3.1	2.4
35歳	5,200	1.9	1.4	0.8	3.1	2.4

D-2 前記D-1 (1:1:1/2) と介護予防が相当進んだケースとの増減額

	各主体別の増減額 (兆円)				
	1号	2号・3号 (本人分)	事業主	国庫	地方
20歳	▲0.1	0.3	0.2	▲0.1	▲0.2
25歳	▲0.1	0.3	0.2	▲0.1	▲0.2
30歳	0.0	0.2	0.2	▲0.1	▲0.2
35歳	0.1	0.2	0.1	▲0.2	▲0.2

※ 国庫、地方分には、「介護サービス」に該当し、介護保険に移行する障害者施策の減少効果 (▲1兆円 [資料4-2参照]) を含めている。

(注) 端数処理のため差引額等が一致しないことがある。